育児休業中の保育について

育児休業の取得を予定している保護者の皆様へのお知らせ

平成３１年４月１日より、一時預かり定期を利用中のお子さんについては、下の子の育児休業取得後も、引き続き利用することができます。

利用を希望する場合、下記のとおりお手続きいただきますようお願いします。

１　申請に必要な書類

□育児休業申立書（※自営業の方も育児休業扱いができます）

□育児休業期間を証明する書類（就労（内定）証明書等）（※自営業の方は不要）

２　提出期限

出産日から５０日以内

３　提出先

利用している園

４　注意事項

施設利用可能期間

□生まれたお子さんが満１歳（誕生日の前日）になる月の月末までとなります（育児休業が満１歳になる月よりも前の月で終了となる場合には、その月の月末までとなります。）

例：４月１日誕生日のお子さん　⇒　満１歳になるのは３月３１日　⇒　利用できるのは３月末まで

□新年度利用のための一斉申込において、選考等によりご希望に沿った利用ができない場合もございますので、その際はご了承願います。